

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年1月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 11番 渡沢 寿
12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
10番 小野 博
4. 遅刻通告委員 1名にして氏名は次のとおり
9番 佐藤 一志
5. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 大室 拓
同 上 事務局 長 補 佐 山内 美穂
南陽市農林課 農政係 長 栗野 昌之
6. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第1号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第1号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第7 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議第4号 非農地証明願に対する可否について
日程第10 議第5号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第11 議第6号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について
日程第12 議第7号 南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る適的な検証に対する意見決定について

7. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和3年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は11名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は10番小野博委員1名であります。

また、本日遅刻する旨の届出があった委員は9番佐藤一志委員1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。12番伊藤圭一委員、13番鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 伊藤 圭一委員

13番 鈴木 正徳委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第1号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第1号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年12月25日付け農第852号で、南陽市長から本委員会に対し、1月1日付けで7件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計2,005㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外2筆 畑 合計1,479㎡を、賃借人の都合により、合意解約するものです。
3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 1,426㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
4番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 981㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
5番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 外1筆 田2,301㎡、畑213㎡、合計2,514㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。
…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第1号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

…………… 9番佐藤一志委員 入室 ……………
山内事務局長補佐 1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計2,042㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第2号 1番の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いします。

5番
（浅野厚司委員） 1月24日に調査をしてきました。積雪があったため、近くの方に聞き取りしたところ、すべて耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………
議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………
議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第4号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、山内事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 山内事務局長補佐 1番につきましては、▲▲の■ ■ ■ ■ ■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番 登記地目 畑 529㎡が、平成10年以前から耕作せず、山林化原野化として利用し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。
議第4号 1番の現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。
- 9番
（佐藤一志委員） 地元委員の私から現地調査の結果を報告いたします。
現地は積雪で確認できませんでしたが、降雪前の航空写真の確認により、申請どおりであったことをご報告いたします。
- 議長（高橋会長） お諮りいたします。これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。
- …………なしの声…………
- 議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
- 議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。
- …………全員挙手…………
- 議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第5号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第55号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年1月13日付け農第910号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の賃借権の設定及び3件の所有権の移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

議案書は8ページからで、11ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定が1件で計画面積が田12,008㎡、また、所有権移転が3件で田2,706㎡、畑578㎡の合計3,284㎡の計画面積となっております、合わせて4件の田14,714㎡、畑578㎡の15,292㎡となっております。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の現況田、221㎡外7筆の、合計12,008㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

所有権移転について、1番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲番の田1筆1,202㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲番の現況田504㎡外、畑1筆の393㎡、合計897㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

次に、3番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲番の現況田1,000㎡外、畑1筆の185㎡、合計1,185㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

5番
（浅野厚司委員）
山内事務局長補佐

議案書の（）内の数字は、1000㎡当たりの金額ですか。
そのとおりです。

5番
（浅野厚司委員）

1000㎡あたりの金額に端数があるのは、どうしてですか。

- 山内事務局長補佐 1番は総額12万円、2番、3番の案件については、2件合わせて総額で20万円として調整された案件ですので、10a当にすると端数がでています。
- 5番 (浅野厚司委員) 相場的に、10万円くらいで取引されているのですか
- 山内事務局長補佐 ▲▲と▲▲の相場に合わせて、双方の話し合いによって決定された金額になります。全部が10万円ということではなく、たまたま、▲▲と▲▲の案件で、10万円に近い価格であったということです。
- 5番 (浅野厚司委員) 耕作条件はよくないところですか
- 12番 (伊藤圭一委員) 私から回答します。▲▲は、条件がよくないところです。バイパスが切られた残地と、他の耕作者のところを歩いていかなければならないところなので、最低価格といってもいいと思います。
- 議長 (高橋会長) ▲▲の案件は、利用調整会議で、伊藤委員に調整していただいて成立した価格です。
- 山内事務局長補佐 ▲▲の案件は、道路に面していますが、水害で水をかぶったところなので、条件はよくないところで、■■さんも相続したものの、遠くに住んでいるので、この金額でも使ってほしいとして申請あったものです。
- 議長 (高橋会長) ほかに質疑、意見ありませんか。
- 議長 (高橋会長) ……………なしの声……………
- 議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
- 議長 (高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。
- 議長 (高橋会長) ……………全員挙手……………
- 議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。
- 議長 (高橋会長) 次に、日程第11 議第6号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第6号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
- 本案は、令和3年1月7日付け農第895号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更について意見を求められましたので、ご提案するものであります。
- ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農林課栗野係長の補足説明を求めます。
- 農林課 （補足説明する）
栗野係長
議長（高橋会長） これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。
- 3番 農業用施設とは具体的に何ですか。
（高橋誠一委員）
- 農林課 米の倉庫です。
栗野係長
- 12番 登記地目山林で、現地は利用できる面積が少ない。登記面積で課税になるのでしょうか。
（伊藤圭一委員）
- 4番 実測するとその面積になるのではないのでしょうか。
（峠田一徳委員）
- 12番 測量費用で400万円くらいかかるようなので、大変だと思います。
（伊藤圭一委員）
- 2番 倉庫4棟ですか。
（黒澤委員）
- 農林課 4棟です。
栗野係長
- 12番 賃貸借契約が終了して、更新されない場合に、農業用倉庫ではなくて、別の用途に利用されるのは、問題ないか。最低10年は使いなさいよ、とか制約はないですか
- 農林課 農振除外と転用許可のほうで、そうした制約があれば、事業計画者に伝えて進めたいと思います。
栗野係長
- 8番 ここで除外して、その後に農業以外の用途に使われて、どんどん広がっていくのは、問題もあるのではないか。
（安達芳紀委員）
- 12番 今の申請で、許可要件を満たしているわけなので、それに制約はあるかとの質問でした。
（伊藤圭一委員）
- 8番 きちんと農業用施設として許可ができることを説明してください。
（安達芳紀委員）

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、変更することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 変更を妥当とする委員が、全員と認めます。
よって、本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第12 議第7号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第52号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年1月7日付け農第885号で、南陽市長から本委員会に対し、南陽27号振興計画において位置付けられた施設が、農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られ、効用を発揮しているか否かについて、意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農林課栗野係長の補足説明を求めます。

農林課 （補足説明する）

栗野係長

議長（高橋会長） ここで、議第7号の現地調査について、7番本間仁一委員より、報告をお願いします。

7番 1月18日、私と渡部基司委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で
（本間仁一委員） 27号計画の調査を行ってまいりました。この案件について、計画のとおり農家住宅として利用されていることをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画の検証を妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 計画の検証を妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案につきましては、計画の検証が妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和3年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後2時48分)